

1. 議事日程（令和2年第1回北広島町議会定例会）

令和2年3月17日
午前10時開議
於 議 場

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第2号 専決処分の報告について
(クラブ活動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第3 報告第3号 専決処分の報告について
(北広島町小中学校エアコン設置工事変更契約)
日程第4 議案第38号 芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

一般質問

《参考》

- 濱 田 芳 晴 次世代を考えるパート3 1
中 田 節 雄 ①農業を守るために獣対策が急がれる
②雪不足による芸北地域の経済対策は
亀 岡 純 一 町としての危機管理に対する姿勢
美 濃 孝 二 ①新型コロナウイルス対策強化と町の相談窓口設置を
②学校給食と放課後児童クラブの民間への業務委託は中止を
③どんぐり村「さんさん市」のトイレはなぜ改修されないのか

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 濱 田 芳 晴 | 2 番 美 濃 孝 二 | 3 番 真 倉 和 之 |
| 4 番 湊 俊 文 | 5 番 敷 本 弘 美 | 6 番 森 脇 誠 悟 |
| 8 番 山 形 しのぶ | 9 番 亀 岡 純 一 | 10 番 梅 尾 泰 文 |
| 12 番 服 部 泰 征 | 13 番 伊 藤 淳 | 14 番 中 田 節 雄 |
| 15 番 大 林 正 行 | 16 番 宮 本 裕 之 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 11 番 室 坂 光 治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 箕 野 博 司 副 町 長 中 原 健 教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 清 見 宣 正 大朝支所長 竹 下 秀 樹 豊平支所長 益 田 智 幸

危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	矢部芳彦	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	迫井一深	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
国土調査事務所長	中川俊彦				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（宮本裕之） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて、簡潔に行ってください。1番、濱田議員の発言を許します。

○1番（濱田芳晴） 1番、濱田芳晴でございます。今回は、次世代を考えるパート31になりました。前回の質問は、兼業農家が中心で、農地を守る考えで圃場整備が今まで行われてきましたが、その当時、子どもがUターンしてやってくれるのではないかと信じていたが、なかなか思いもかなわず、はや自分も戦後生まれは75歳、ゆくゆくはリタイアをする時期を迎えて、農地はどこに行くんであろうかといった質問を繰り返してきました。農林課の答えは、大面積を集積して、経営ができる株式会社化などのモデルを示してはどうかという質問に対して、いずれは、これに取り組んでいくとの答えであったわけでございます。それが今回、技術部会ででき上がって、こういう冊子になって出てきます。この中に町内のモデルが4つ、県内のモデルが2つぐらい出ております。やはり経営できることが、示したモデルが書いてありますが、これを今後、町内に住む集落がこれを見てどのようなものを案として、自分のとこへ取り入れていくかが今からの課題であろうと思います。ここまで言いたかったのは、これができることのうれしさと、また残念ではあるが、集落の中を考えてみたら、圃場整備が行われたころに、子どもはUターンしてくれるんじゃないかなろうかと思った、そのときの現実が、今はなかなかU

ターンをしてくれない時代が来たということで、1番目の質問をさせていただきます。農地を預けた後は、農業はやってくれてもUターンは願わなんだと。がしかし、少々ではあるが、町が行ったUターン政策がどうであったのかということ、まず聞いてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） Uターン政策のご質問でございます。企画課からお答えさせていただきます。定住促進の関連事業多々あるわけでございますが、その中でもUターン者ということで、金銭的支援策といたしまして、Uターン奨励金の交付事業をこれまでも行ってきております。Uターン奨励金につきましては、平成30年度は11件、今年度は現在のところ8件ということになっております。成果のご質問でございますが、直接の成果ということは、非常に検証が困難でありますので、客観的な評価はいたしておりません。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 11件、8件と。これでもないよりはまして、やはり一つ一つのことを確実にやっていくということが大切であろうと。そのことによって、住民の人がどのように考えていくかということにつながっていくと信じにや、このことはできんのだろうと。次の質問に入ります。Uターンが思うほどかなわなんだということになりますれば、やっぱりそのうちに起こってくるのは、空き家が増えてくるということであろうと思います。この空き家対策を利用したIターン政策はどのように進んでいっているのか伺います。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 空き家政策ということでございますが、空き家情報バンクを利用して移住されている方もいらっしゃいます。そういった意味では一定の成果があったと思っておりますけれども、今年度におきましては36件、今登録物件がございますが、そのうち24件の成約があったということでございます。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 私も時々空き家情報は見させていただきますが、南のほうに登録者が多いと。芸北においてはあまり登録がないというように肌で感じております。これは、都会に出ておられる方が空き家をまず放棄して、誰かに貸すとか売るとかいう意思表示をいただかになかなか空き家がえっとあったといってもなかなか、これIターン政策を打ってもなかなか入っていただけないということじゃなからうかと思っ、これもそれなりの努力をされておるんだろうと思います。空き家が多くなることは人口減少時代、亡くなられましたが、堺屋太一さんが、未来予測は人口の予測をしてみれば大体分かると。ほとんどの中山間の市町が高齢化のことを大変だと言っておられますが、一番の問題は少子化で、子どもが生まれないということが一番の大きな問題だろうと。私も考えております。そこで、成人式の日にも私も出席して、隣り合わせにおられた職員の方に、最近、どれぐらい子どもが生まれとるんかと聞いたら、そのときにおられた方が、大朝に現在5人、豊平に7人生まれとると言われたんで、今年もあまり生まれてないのかと私なりに思いましたが、そこで正確なところをお聞きしてみます。本年度、各エリアの出生がどうだったのかというのを聞いてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 2月末現在の今年度の出生数でございます。芸北地域6人、大朝地域6人、千代田地域49人、豊平地域7人、計68人となっております。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

- 1番（濱田芳晴） 予測したとおりに多く生まれておらん。この実態は本町にとって一番大変なことだろうと、私自身は思っております。なかなかこのことを思っても、次の解決にはならんことではありますが、これの原因がいろんなところに出ておるとは思いますが、まず、学校関係の方に伺います。子どもがこれだけ生まれんということになりますと、複式学級の改善のために小学校は芸北、豊平は合併して新しい校舎を造っておりますが、今の状況は、この前の誰かの質問で、学校の状況は聞いてはおりますが、何か付け足して言われるようなことがあれば、現状伺ってみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 統合後の現状でございますけども、平成25年度に耐震化及び複式学級の解消等を目的に、8校が3校に統合しました。議員おっしゃいますように、その3校は、芸北小学校、豊平小学校、壬生小学校でございます。この学校については、現在複式学級はありません。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 恐らくそう言うて答えられるんじゃないかろうかとは思いましたが、私が次のことを言いたいために、これ答えていただいたわけでございます。私が次世代を考えるという、最初に質問したのが、やっぱり子どもの生まれようがどうであるかということが一番初めに聞いております。その当時聞いた内容からいうたら、私の資料の中に、12月に出したのを書いてたんですが、平成8年に豊平の時代に、豊平広報に私が生まれたころには1万人ぐらいおったが、5000人になってきたと。今後どうなるんだらうかということを一遍聞いております。それから新町になっても、先ほど言うた、次世代を考える最初のときに聞いておりますが、ここにある資料からいうたら、平成11年ごろには170人ぐらい生まれております。それからずうっと、ここへ皆、資料は私がとっております。今日現在68人と。昨日の町長の答えの中にも100人を切ったという答弁もありました。これがやはり大変なことであろうと思います。このことが5番目の質問に入っていくわけでございますが、人口減は、やはり子どもが生まれないということが一番の要因だろうと、ほかにも要因はあるわけでございますが、合併時、どれぐらいの人口があったのか。現在はどれぐらいあるのか。また、人口が減ることによって、町運営をしていくためには、国からいただく交付税も人口減少によることによって少なくなると。ここが問題になってくるわけで、どれぐらい、合併時から比べたら少なくなったのかということ伺ってみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 合併時の人口でございます。2万1596人ございました。本年2月末現在1万8447人でございますので、合併時と比べ3149人の減となっております。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 地方交付税でございますが、平成17年度は67億7900万円、平成30年度は58億3900万円であり、比較すると約10億円少なくなっております。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 今、財政課長が答えられたところが、今回の私の一番危惧するところでございます。今までのところは予備知識としての前段でございます。交付税が少なくなってきたら、当然、財源が少なくなってくるということでもありますので、パート23でこのことは質問しております。多大な広い中で、広い設備を持っておるのが、これがすべて老朽化してくれば、な

なかなか新しい事業に対しては補助金が付くが、なかなか維持、修繕というようなものには国の補助金をなかなかとることは不可能で、この一般財を利用してから、維持修繕、長寿命化をしていくということになっていくのであろうと。そのときのお答えが、施設の長寿命化については床面積の3割カット、補助金は10%カットして行って、今後の町政を担っていくんだというお答えでありました。以後どのようになっておるのか、成果があったのかどうか、今後の対応はどうか伺います。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 床面積の3割カットについてでございますが、公共施設等総合管理計画の基本的な方針で、令和22年度までに総延べ床面積の30%を削減するということを目標としております。現在は、各施設の個別施設計画について策定中であり、本年度は、所管課に施設の今後の方針について聞き取りを行い、その結果の取りまとめを行っているところです。また、補助金の10%カットの成果についてですが、平成28年度の当初予算から補助費等の見直しということで取り組みをしております。危機的な財源不足に対応していくため、平成30年度の当初予算において、各種団体の補助金を重点的に見直しを行いました。事業内容、収支状況を確認し、運営に適切な補助金の支出になっているか。補助金の使途に公共性があるかなどを確認し、10%カットということで約500万円を削減をしております。今年度も同様に確認を行いました。令和2年度当初予算においては50万円という削減になっておりますが、見直しについては今後も継続して行ってまいります。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 22年までいや、まだ先の夢のようなことでありますが、これも町民も床面積ないようにすりゃ、喜んで人はなかなかおってないんで、なかなか計画も思うように進まんのだろうと思うわけでございますが、どちらにしても、ここでいろんな維持をしていくものについて、インフラもあれば地域協議会から出ておる集会所、いろんな箱物の長寿命化、こういうようなものをやるのには、なかなか新しい補助金をもらってということにはなりにくいので、税金もひっくるめた一般財の中で、町民の意向を聞いていかにやいけんということになるわけでありますが、これをなかなかやりながら、ここで私が危惧している北広島町は大面積があります。大面積ある中の設備を長寿命化をしながら、一番危惧しているのは最近大災害が起こると。いつこの広い中で、どこに大災害が起こってくるか分かんないと。このことが起こってきたときに、今の基金の内容では、借金をして災害のを直すのかと思えるんじゃないかという一歩手前のところまで来ておるように、私は危惧しておるわけでございます。ここで、どのようにお考えか、ちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 災害の発生において、基金を取り崩して応急対応の財源としておりますことで、改めて基金積み立ての重要性を認識しております。本町の財政調整基金の取り崩しの考え方として、災害により生じた経費の財源、災害により生じた減収を埋めるための財源などと条例で定めております。本町は面積も広く、大規模な災害にも過去たびたび見舞われていることから、緊急時の蓄えとして、できる限り基金を積み立てて、災害や除雪などの突発的な事象に対応していきたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 今言われた内容で対応していただくとすることは当然のことであろう

と思うわけでございますが、やはりない袖は振られんという言葉がありますが、ここから先、質問をすればするほど町民の方に私は叱られるんだろうと。叱られるのは私が叱られるんだから、言いにくいことははっきりと言わせてもらおうと思う。今年も基金を取り崩して、9億ぐらいしかないと思いますが、それじゃもういけんということをしっかり認識されて、基金の積み立てをどこから融通していくかという考えをしたときに、私の考えだから、この考えを押しつけはしませんが、活性化というのは、子どもが生まれて人口が増えたときに活性化だと、私は平成10年度に私の書き物に書いております。イベントをやるのが、これをやってから、にぎやかにやったから、活性化だというて、よう挨拶に使ってだが、これは活性化じゃないと、これは活性化の、あくまでも手材料だと。この手材料が有効に発揮されて、子どもが生まれて人口が増えているのか、増えてないのかというのが、私のずっと平成8年以来の、私のこれが物差しです。だから最初に言うたように、皆さんに押しつけはしませんが、やはりイベント中心型のを進めていこうと思ったら、どうしても一般財を使っていかんや、補助金でやるイベントというのはあまりない。それから当然、パート23で言うた床面積を減らしていく、長寿命化をいろんな形で図っていくということを遂行しようと思ったら、一般財が要るんで、どこかを削っていかんやあこのことが絶対できんと私自身は思っているんで、町民には叱られるかもわからんが、イベント中心の考え方というものは、ここら辺りで大きく舵を切ってもらいたいと、私自身は思っております。ここら辺りのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 将来を見据えた基金の積み立ての必要性については十分認識しているところでございます。補助金の見直しについては、その内容を確認し、成果や効果を検証し、町民の皆様のご理解をいただきながら判断したいと考えております。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 苦しい答弁のように思いますが、最後に私の思いで、若者定住があつて、子どもが生まれる材料になる事業を残しながら補助金をカットしていく。基金の積み立てをしていくということを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本裕之） これで、濱田議員の質問を終わります。次に、14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。先に通告しております2点について、質問をいたします。1点目は、農業を守るための獣対策が急がれるということでありまして、この質問につきましては、昨年9月にも同じような質問をいたしました。やはり本町では、土地利用面で見れば、農業が圧倒的に多い。家の玄関から見れば、既に農地が始まっておるといった状況であります。そうでないところもあるかもしれませんが、そうした田園の中に住んでいるのが我々であります。そうしたところは、やはり獣の被害が非常に多い。イノシシ、シカ、以前はイノシシの被害が非常に多かったわけでありまして、最近では、シカの被害が急速に拡大をしていると。夜、家に帰るときには、車のライトでシカの目が光る、あるいは、五、六頭道の真ん中を走っておるといったこともありますし、また、シカが交通事故に遭ってるといった光景も多々見られます。こうした獣が多くなるということについては、農作物に対する被害も拡大をしていってる。ある圃場では、水稻を作付けしておっても、周りに漁網ネットを張ってるんだけど、シカにやられてもうどうしようもないと。漁網ネットにシカの角がひっかかって、田んぼの中を走り回っておると。みんなで大騒動して、その処理をするといった光景も近くでは見られます。このように、どうしたらこの被害を食い止めるのかと。やはり全くイノシシ、

シカを絶滅するということについては、これは困難な話であります。しかし、その被害をいかに少なくしていくか。このことは全国でも多くの自治体で非常に苦慮されているところでもあります。こうしたことにつきましては、やはり捕獲をしていく以外にないと。昨年、一昨年の議会報告会の中でも、こうしたイノシシ、シカ、こうした獣対策について、町は何とかしてほしいということは意見も出ております。私は、町が何とかというよりも、自分たちで捕獲していくべきだと思っておりますけれども、こうした意見が聞かれると、出されておるということについてですが、私もいろいろ調べてみたんですけども、狩猟登録者の人数が増えていないと。これはお配りしております一覧表、この中で下段の集計、そこに書いてあります。また、その一番下の計というところがありますけれども、本町で狩猟登録されてる方は平成28年は715人、29年は609人、30年度は750人、非常に増えてはおるんですが、獣の被害は多くなっておりますし、もっと狩猟登録者の人数を増やすことはできないものだろうかどうだろうか。本町の中でもこうした捕獲頭数、これについてもあまり大きな伸びがないわけでありまして。こうしたことの中で、どうすれば、こうした増員策、これがとれるのか。そうした方法はあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 有害鳥獣による農作物等への被害については、農業振興上、大きな問題と捉えております。一方、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得者数は、平成30年度実績では219人、そのうち狩猟期において、狩猟するため県に登録された方は123人となっております。狩猟免許につきましては、毎年10名制度の新規取得者があるものの、ご高齢などのご理由により免許取得者の減少もあり、全体的には増えてないというのが現状でございます。このことから、新たに今年度よりきたひろ学び塾において、有害鳥獣捕獲の後継者育成の取り組み、これを開始いたしました。新規の免許の取得、これを支援するとともに、各地で従事する捕獲の担い手の育成を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） きたひろ学び塾でこうしたことを取り組みをされておるということですが、学び塾の中で、こうした狩猟に関する受講されている方は何人おられますか。行政報告にもあるんですが、お願いします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） きたひろ学び塾、今年度は3回行ってございまして、1回目が10名、2回目が13名、3回目が8名ということでございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） そうですね、学び塾でこうしたことを取り組みをされるということについては、確かに一つの方法として有効であろうと思います。しかし全体的に狩猟登録者数、これが大体120から130、130までいってないんですが横ばい状態なんです。学び塾で受講された方10名が全部狩猟登録をされれば、それでも123にプラスして133という数字なんですね。こうした獣対策、これをしていくのに、もっともっと多くの人数が要るのではなからうかと思うわけですが、こうしたことについて、もっともっとこうして啓発活動を推進していくべきではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 啓発活動ということでございます。きたひろ学び塾については、狩猟関

係について、有害鳥獣を捕獲してもらうため、今年度は人数が少なかったんですけども、できるだけたくさんの方においでいただくようお願いをしようと思っております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） できるだけ多くの方をお願いをしていくということでありましたけども、昨今芸北、ここでは捕獲頭数、これがかなり増えております。芸北のところで、一番下の計のところを見ていただきますと、平成28年が22頭、イノシシ、シカ合わせて。29年が31頭、30年が50頭なんです。大朝でもしかりです。29年に比較すれば倍近い、97頭捕獲。豊平でも29年が98頭であったのが30年174頭、千代田では、逆に横ばい状態ということであります。このように被害が増えておるということは捕獲頭数が多いということは被害が増えておるといことだと思っておりますけども、こうしたことについて、登録者数をもっとも増やしていかなくやならないと思うわけでありまして、こうした町全体としてもっと積極的な取り組みが要るのではなかろうかと。このことについては1頭当たりの駆除経費、これを増やしていくべきではなかろうかという質問を9月にいたしましたけども、財政的な面から、現状でいかせていただきたいということでありました。しかし、こうしたせっかく狩猟登録をされても、その中で、この表にもありますようにゼロ頭というのがありますね、1頭も獲っていないという方、芸北でいえば、平成30年度、登録者数19人のうちイノシシは全くとってない人が7人、シカを全く獲っていない人が18人ということは、1人しかシカは獲っていないことなんです。このように全体的に見ても、全くゼロ頭と、獲っていないという方も随分とおられるということなんです。このことについて、1年間の登録費用は1万5700円ほど要ります。あるいは、それは登録経費であって、あるいは道具を買ったり、いろんなことされれば何がしかの経費かかるわけですね。登録はしているが、全く1頭も獲っていない人は、全くこれが無駄になってしまうわけです。わずかな金だと言ってしまうればそれですが、私はわずかではないと思うんです。そういう給与所得がなかなか伸びていかない中で、伸びているんかもしれないんですけども、苦勞されてる中で、1万5700円か2万円の金が全くなってしまうということですから、こうした1頭も獲っていない、あるいは捕獲頭数は少ない。こういうことについて調査されたことはありますか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 狩猟期における捕獲実績について、過去3年の実績によりますと、5割から7割の方の狩猟者の捕獲実績がありません。その理由についての調査ですけども、これはいたしておりません。推定される理由でございますけども、狩猟目的だけではなくて、有害鳥獣捕獲、有害期による捕獲、これを目的として狩猟登録された方が多いのではないかとこのようにも推測をしております。以上です。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 目的がちよっと違うということかもしれませんが、こうした捕獲実績があるということは、まだまだ山林や至るところにこうしたイノシシ、シカ、また、ほかのものもあるかもしれませんが、たくさん住みついておると。イノシシの場合、1頭の出産頭数が5頭、6頭、7頭ぐらいあると。シカは1頭という話は聞いておりますが、やはり増え続けておるこの実態、こうした中で、そうした方々をもっとも積極的にイノシシ、シカの駆除に参加していただけないものかどうなのか、せっかく狩猟免許を取得されたわけですから、これをそのまま放置しておくのはもったいない話でありますし、また、大きな損失でもありま

す。この点についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 先ほど答弁させていただきましたように、目的が違うケースもございます。狩猟期だけでは判断できないこともあるかと思えます。有害期におきまして、それらの方が一生懸命捕獲されているということもあります。ただし、冒頭のご質問にあったように、なかなか伸びていかない、狩猟免許を取得される方がそんなに多くなならない。ご高齢の方があって、また免許返納される方もいらっしゃる。それがベースになって狩猟登録をされているわけで、当然そちらのほうも伸びていかないというふうに思っております。やはりここは捕獲ということに大変重点を置きながらやっていきたいと思えます。その第一歩としまして、免許、これをとにかくたくさんの方に取ってもらって、それから捕獲のほうを進めていく、これはソフト的などろできたひろ学び塾で、しっかり情報交換、取得してもらって、技術を向上していただきたいと、このように考えております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 駆除にしても捕獲にしても、命あるものを殺すわけですから、そうした以上は食する、ジビエ料理ということもありますけども、命あるものを殺したんなら、とことん食べてやろうと。それが供養になるのではなからうかと思うわけです。なかなか解体するのも技術も要ります。時間もかかります。後始末もあります。こうした中で、駆除はしたけど、どうしようもないから、そうした方々、他の方々に持って帰っていただくという方も結構おられるのではないかと思うわけです。このデータの中には年間30頭以上捕獲されている方も随分とおられます。私も狩猟免許を取って、解体について、一度ほど先輩の猟師というか、そうした方から教えていただいて解体処理をしておりますけども、1年に1回、2回では忘れてしまうということもあります。やはりそうした現場に多く経験することが上手になっていく、また、解体した肉も粗末にならずに、きれいに処理できるということもあります。こうした多く捕獲されている方々、この方々、やはり何らかの方法で、そうした解体処理の仕方、タイミングはありますけども、これは机上でやるよりも実地で経験されたほうが一番手っ取り早い。こうしたことを講習会と銘打つまでもなくて、やはりそうした解体、これをするんで、参加者を募って、やはりとことんこうした狩猟に対する知識、捕獲ばかりじゃなく解体まで含めてやられるべきではなからうかと思えますが、その点いかがですか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 解体については、人の口に入るといことがあります。保健衛生上の問題とか、いろいろありますので、すぐできるとか、行政の研修会でできるというのはかなわないかなというふうなことは思っております。ただ、捕獲に関しましては、年間かなり多数獲られる方がいらっしゃいます。それは恐らく技術があろうと思えますので、これらの技術を学ぶことが重要であると考えております。今年度、学び塾の講座において猟友会の方、それから駆除班の方を招いて箱わなの組み立て、設置方法、あるいは止め刺し等についての野外の講習会を開催しております。来年度においても同様の実地講習会を開催する予定でございます。そのときに現地経験も豊富で捕獲技術の高い方へのこの講習会のご協力をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） そうした捕獲技術というのは、かなり重要になってまいります。これは箱

わなでしたら、設置場所、それからえさ、えさの設置の仕方、あるいはどういう仕掛けをするのか、地面すれすれに置くのか、上にワイヤー、コードを張るのか、そうしたことをマンツーマンでもやっていかないとなかなか覚えていけない。このことについては、行政側で大いに取り組んでいただきたい。それと同時に解体については、これは人の食するものですからと、しかし、販売目的ではないわけですから、販売となると、そうした解体所、加工所を設けないと販売できませんけども、やはり我々はそうしたのを、せつかく命あるものをいただくわけですから、とことん食べていく、きれいに処理していく、そしてきれいにしてもらっていただくということがいいと思うわけですが、これは行政としてなかなか取り組みにくい面があるわけですか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 野生獣の肉につきましては、例えばダニ等の付着があつて、それによる紅斑熱というんですか、病気の問題等がありますし、肉につきましてもウイルスの問題がございます。そこらをどういうふうクリアして、皆さんにお伝えできるかということが重要になってくよいかと思います。その点、現時点ではそういうふうなものについての知見がありませんので、今のところは難しいかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今、答弁にあつたようなことは、非常に大きな問題なんですね、解体するときには。確かにダニ、そういったものが付着しておる。ウイルスの関係もある。ですから、解体するときには服装ですね、ダニの付かないような服装でやるとか、あるいは解体するときにもナイフで、きちとした手袋をはめて、手に傷を付けないようにするとか、血液のウイルスが感染してもいけませんけども、そうした技術講習というのがなければ、素人としての、素人といつてはおこがましいかもしれせんけども、個人個人が取り組んでやられる方を、そして伝承していくだけで、このことについては、皆さんでこういう講習をやりながら、そうした技術を高めていくということが必要ではないかと思うわけです。これは、ダニを家の中に持って入らない、解体するときも多くで関わらずに1人か2人でやる、ナイフを使うわけですから、相手に、他の人に傷付けてもいけませんし、自分に傷付けてもいけない。そうした注意を払いながら解体するわけですから、できるだけ多くの方がどういったことを、どういった方法でナイフもどういったものを使いながら、いろんな知恵がそこへ出てくると思うんです。今では、特定の方から教わつたのをまた次の方に教えていくと。多くの方の知恵が入ってきませんが、やはりこうした問題は、行政でしっかりやっていかれるべきではなからうかと思ひますけども、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 先ほど申し上げましたように、行政がこうするということで、実施するのは大変難しいのではないかというのが今の思ひでございます。病気のリスクとか、そこらのところを完全に制御して、それから講習するのは、制御すればできるかも分かりませんが、そこらのところは行政としてやるというのは難しいと思ひます。ただ、先ほどあつたきたひろ学び塾等によります仲間が増えると、担い手の連携が多くなるというところの中で、そういう点については情報共有をしていただきたいと思ひます。あくまでも、自分で獲つたものを自分で処理するのはご自分の自由でございます。そこらのリスクを考えながら、解体処理のほうはしていただければというふうに思ひます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 解体の技術的な問題についての講習は、なかなか難しいということであり、ますけども、多くの方の技術というものは、そうしたものを結集することが必要だと思うんです。できれば、困難であるということですが、やはり難しいということではありますが、そこを克服できればこうしたことを取り組んでいただきたい。そのことが解体技術の向上にもつながってくるわけです。次の質問にまいります。狩猟者の方が非常に高齢化してきておられると。60歳以上の方が約70%以上なんです。中には80代の方もおられる。60代の方が40人、70代の方がまた40人おられますが、元気な方であれば狩猟に関わることは可能であって、もっと積極的な人材の育成が必要ではないかと思うわけです。狩猟免許を取って挑戦していただきたいと思うわけです。これは、この表の中の下段の右側、年齢別登録者数というところを見ていただければ分かると思いますけども、60代、これが40人、70代が40人、80代が7人、元気でおられれば、これに関わっていくことはできると。反面そうした若年層の方が非常に少ないと。これはお仕事があるということで、致し方ないかもしれませんが、やはりこうした方々で何とかできるものなら、この狩猟ということについては、駆除ということについては、好きとか嫌いとかいうことも確かに大いに左右しますが、地域を守っていくんだと、自分たちの地域は自分たちで守る。自分たちでつくる。そうした地域づくり、これに関わることでありますから、好きとか嫌いとか、確かにおられます。檻に入ったものを殺処分するときに見にこられて、殺す現場を見ると青くなって逃げられた方もあります。そうした方も、肉は食べると聞いたら、肉は食べますよと。いい加減にせえやと言いたくなりますけども、肉が食べたいとか食べたくないとかではなくて、地域をどうやって守るんか、農業をどうやって守るんかという視点から考えていただいて、狩猟免許を多く取っていただきたいわけでありませう。そうした面から、先ほどのコマーシャルとか啓蒙の話になりますけども、狩猟免許を取りませうか、そして捕獲に関わりませうかと、駆除に関わりませうかということではなくて、やはり自分たちの地域は自分たちが守るんですよと。行政がそこへ行って、捕獲するわけにまいりますから、行政は、側面的に1頭当たり処分費をいくらあげましようとか、そういったところにしかできないわけです。だから啓蒙の仕方も地域をどうつくるのかと、地域をどう守るのかと、そういったところから、コマーシャル、啓蒙活動されたことはありませんか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） ご質問のように、高齢者の方が狩猟登録されて、狩猟する方もたくさんいらっしゃいます。ご提出いただいた資料においても、そのことが表れていると思います。大変町としてもありがたく思っているところでございます。しかしながら、高齢というところがありますので、同時に後継者の育成をやっていききたいと思っております。そのときに考えるに、ご質問のように、地域を守るというスタンスで、この捕獲についての活動について取り組んでいきたいというふうに願っております。口で言うばかりではあれなんで、来年度、2年度におきましては、これまでの捕獲柵の補助、それから箱わなの補助というのがこれまでありましたけども、さらに箱わなの無償貸与、これは地域に対しての無償貸与ということも今検討しておりますし、また予算案のほうに上げさせていただいておるところでございませう。地域ぐるみで、地域を守るために捕獲を試みませうかという形での啓蒙、これを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） ぜひとも狩猟であるとか、駆除であるとか、そういうことに、ストレートに言いますと、ちょっと抵抗感がある方もおられるかもしれません。やはり私たちの地域は自分で守るんだというスタンスの中で、このことはあるんだということで取り組んでいただきたい。そうすれば、また認識も変わるかもしれません。それによってまた、じゃあ道具がないんだということになれば、箱わなの貸与、これ何基ぐらいほど想定されるか知りませんが、実際、箱わなもたくさん仕掛けるほどその入る数高くなりますので、ぜひとも貸与する箱わな自体を多く確保していただきたいと思っております。これで最後の質問になりますけども、獣の被害というのは、高齢者とか生活環境の変化によって、里山に人が入れなくなったと。山の手入れもされなくなったということにも要因があるかと思っております。そのことは獣のテリトリーが増えてくると、福島原発でも避難地区あって、そこには人がいないということから、獣のすみかとなって、イノシシ、そういったものが繁殖し、そこへ入ろうとすると、イノシシが道の真ん中で威嚇すると、ここは我々のテリトリーであるといったことがテレビで報道されておりました。そういうふうに入山するのも非常に怖い思いがするわけでありまして、山への関心が非常に薄らいでおります。そのことが林道の整備であるとか作業道の整備、里山林の整備を含めて、地域の人たちが山に入りやすい環境を整備しなきゃなりません。里山林の整備も全町に広げていくという話がありましたけども、やはりこうしたことをやりながら、山に関心を持っていただく、そして、山の価値を見出しただけで、そういうところから始めていくべきではなかろうかと思っております。やはり里山林と言いますが、山が集落に迫ってくると、だんだん手入れがされてないんで、以前は、里山林の整備はかなり行き届いておりましたけども、最近はそれがされてないと。そうしたことによって獣が出没が多くなる。農産物に被害が出る。産直市の販売する物品が少なくなる。こうしたことから、負の連鎖に入ってしまう。これをどこで断ち切るかということ、このことが今我々に求められているのではなかろうかと思っておりますけども、こうしたことについて、最後にこの問題については、町長いかにお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議員ご質問のとおり、人と獣のせめぎ合いというところがあります。その対策の一つとして、里山の手入れを行ってバッファゾーンを作るということも出沒抑制につながると言われております。ぜひ、皆様にこの取り組みをお願いしたいというふうにご検討しております。また、山の関係ですけれども、森の価値を見直すためにも適切な森林管理、これを推進して、持続的な経営を行えるようにしていきたいと思っております。また、木が周りにたくさんあるような状況を作るため、積極的な国産材の利用、これが図られるように取り組んでまいりたいと思っております。高齢化については、止めることはできませんけれども、有害鳥獣については、先ほどありましたような獣が人里に近づきにくい環境づくりとか侵入防止柵の設置、捕獲の推進、この3点により、食い止めることが可能であると思っております。さらに先ほどお答えしましたように、集落ぐるみで、これらを実施することが効果的であるということも県内外の先進事例で紹介をされております。町の支援策をぜひ活用していただきまして、集落ぐるみで取り組んでいただいて農産物をしっかりと生産していただきますようお願いしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 模範答弁なんですけど、里山林整備とか、いろんなことについて集落ぐる

みでということがありましたけども、既にもう集落が崩壊に近い状態の中で、集落ぐるみの取り組みがなかなかできないという実態もあるということを重ね承知しておいていただきたい。もう集落の中で病人であるとか、お年寄りの一人暮らしであるとか、そういったところが非常に多い。集落として成り立つか成り立たないかという際どいところの中で、集落ぐるみでと、簡単に言葉を出されても、ちょっと抵抗があるところもあるわけです。そのことは承知しておいていただきたいと思います。続いて2点目の質問に入ります。雪不足による芸北地域の経済対策は、いかにされるのかということであります。温暖化が進行し、地球規模での異常気象が発生しております。干ばつであるとか火災であるとか豪雨等が世界各地で発生しております。この地域は雪不足でありますけども、オーストラリアのように自然発火の火災、これは大変なことなんですけどね。そういうふうに温暖化の現象で何が起きてくるのか、全く予想がつかないということで、本町では、こうした日本全体的に積雪量が少なかったというのはあるんですが、最近になってちょっと降ったり、何か積もったなという感じが昨日辺りはちょっとしてありましたけども、私も今年は全くスタッドレスタイヤ履かなかった。こういうことはないんですけどね。それだけ温暖化なのか、異常気象なのか分かりませんが、芸北以外のところでは、雪が降らないということについては、非常に楽に過ごすことができたということになるわけですけども、芸北地域の中では、毎年積雪量が多いものとして、雪に依存した生活設計をされておいて、経済もスキー場を始めとして建設業、農業等で、昨年に続いて雪不足は大きな問題であって、既にスキー場を始め建設業、農業等で大きなダメージを受けておられます。スキー場にしても、もう廃業を検討されているところもあるようであります。スキー場があるかないかによって、ここに関わる仕事というのは多種多様でありまして、芸北地域にとっては大きな経済的損失をもたらしているわけでありまして、まさに死活問題と。芸北地域、何軒かこうしたお店屋さんとかへ訪ねていきましたが、スキー場がないおかげで、大学生とかそういった若い方が交流や来客が少ないと、スキー場で物を買えば高いんで、そうしたところから買っていくということも言われておりましたし、機械の販売店あたりでは、除雪機械が全く売れないと。売りにいこうというても、そうしたことはできないと、雪がないんだから。雪があれば、除雪機械を動かす中で、部品が故障したとか、そういったことの中で、てんやわんやするんだと。まさに、これは死活問題なんだ、何とかしてくれという声がたくさん聞きます。それと民宿の方もほとんどキャンセルだと。民宿へも、いろんな物は納品されますけど、そういった仕事もないと。融資の話もあるが、もう年が多いんで、融資も受けられんと、返す目途がないと。こういった八方ふさがりの悲壮感ある声がたくさんいただいております。こうした芸北地域について、大きな大災害、こうした目に見える災害ではありませんけども、まさに深刻な悩みをもたらしておるわけでありまして。こうしたことについて、何らかの支援策が必要ではないのか。この時期だからこそ、何らかのことが要るのではなからうか。芸北地域の方は、まあ千代田のほうはええよと。もうちょっと辺地にも目を向けてほしいと。辺地じゃないじゃないですかという、いや千代田から比べれば大変なんだ、やっぱり地域格差がひどいと。もうちょっと何とかならんのかといった声を聞くわけでありまして。こうしたことについて、私たちも議会の中でも考えていかなければなりませんけども、じゃあ何ができるのかと自問自答する中で、なかなか答えが出てこない。行政としても非常に難しい立場であろうとは思いますが、何らかの方策、何らかの手立て、これをしていかなければいけないのではなからうかと思っておりますけども、町長の見解を伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 今年の冬は記録的な暖冬となりまして、当町の冬季の大きな観光の柱でございますスキー場に関連する観光産業及び降雪により発生する業務や雇用等、芸北地域を始め町内の経済活動は大きなマイナスの影響を受けております。特にスキー場につきましては、昨シーズンも暖冬であったため、2年連続の雪不足となり、関連産業は深刻な状況にあると認識しております。こうした状況を踏まえて、観光産業につきましては、広島県に対しまして、スキー場関係者と関係市町が共同で、異常気象災害による雪不足の緊急経済支援対策について要望活動を1月31日に行っております。これを受けまして、県の対応といたしまして、県費預託融資制度の緊急対応融資が利用可能となるよう対応していただいております。これにつきましては、スキー場のみではなく、今回暖冬に伴います減収に対して、そういった事業者に対する融資が可能という項目を入れていただいたということでございます。また、スキー場につきましては、広島県と関係市町で組織しております広島雪山誘客促進協議会による支援を行っております。各スキー場におかれましては、冬季以外の活用に向けた取り組みも進めておられます。こうした動きを後押しできるよう事業者と情報共有を図り、誘客の実施に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。当町にとって、冬季の観光の大きな柱でありますスキー産業の振興に向け、町内のスキー場で構成されておりますスキー場連絡協議会と意見交換を行いまして、可能な支援策について協議を進めてまいりたいと考えております。また、旅館民宿業振興協会もありますので、民宿等に対しましては、そういった方との協議を進めて、可能な施策について調査し、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 中田議員。

○14番（中田節雄） 県との協議もされておるといことのようにありますけども、融資のことはありました。これ融資もありがたい話でありますけども、使える方と使えない方があると。既にご高齢の方は、やはりもうどうしようかと、来年もこうだったら、返す当てがないと、私ももう年が多いから、どうしようかと。これで質問終わります。

○議長（宮本裕之） これで、中田議員の質問を終わります。暫時休憩します。11時20分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 11分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。次に、9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。広い意味で、有事に町民の生命と財産を守るという観点から、町としての危機管理に対する姿勢について質問いたします。このところ危機管理と聞きますと、私個人的には、数年続いている気候変動による自然災害、特に豪雨災害への対応を、町職員の皆さんが総動員体制で取り組んでおられる。そういう姿を連想しますが、今回は、新

型コロナウイルス感染症対策と、それから有害鳥獣対策を具体に取り上げて質問いたします。特に今回のコロナウイルスについては分からないことがたくさんありまして、ほとんど分からないことばかりという状況の中で、必要以上に不安が募るという状況があったと思います。ここでは、その不安をあおるのではなく、町として最大限の取り組みをされていること、また、その決意の一端をお聞きし、共有し、よく理解して、この危機を共に一丸となって冷静な判断で、また冷静な対応で乗り越えていこうという思いを込めて質問いたします。それでは、まず新型コロナウイルス感染症についてでありますけども、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されたのが今年の12月であります。武漢市が市内全域の交通機関に加え、同市を出発する航空便や鉄道の運行を停止、駅や高速道路も閉鎖して、1000万人を超える市民に実質的な移動制限をかけて封鎖されたのが今年1月23日です。その後、イタリアでの感染者急増を受けて、それまで楽観的な見方をしていた国際金融市場も2月24日、25日と株価下落が伝えられ、その後は一気に世界中に感染が拡大していったという状況であります。それを受けて3月12日には、WHOがコロナウイルスはパンデミックと言えるというふうに述べて、世界的な大流行になっているとの認識を示した上で、各国に対策の強化を訴えました。パンデミックというのは世界的な流行ということでありまして、過去の歴史を少し遡ってみますと、14世紀にヨーロッパで大流行したペストであるとか、それから16世紀に南北アメリカ大陸で猛威を奮った天然痘であるとか、あるいは19世紀から20世紀にかけて大流行したコレラであるとか、こういったもの、あるいは1918年、1919年のスペイン風邪と、そういったものがパンデミックというふうに言われておりますが、これに匹敵するような内容で今回流行しているということでありまして。日本では、2月24日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解が出され、25日に政府が社会への影響を最小限にするための基本方針を決定しました。続く26日には、首相官邸で開かれた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の会で、安倍首相が国内のスポーツ、文化イベントの開催を2週間自粛するよう要請しました。また、27日には、全国すべての小中学校と特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで臨時休校するよう要請しました。そして、さらにその後、3月9日の専門家会議では、本日までの日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているのではないかと考える。しかしながら、依然として警戒を緩めることはできないと見解を発表されております。また、3月10日には、政府の対策本部が緊急対応策第1弾153億円に加えて、第2弾として4308億円の財政措置を講ずること、併せて資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1兆6000億円規模の金融措置を講ずると発表しました。また昨日は、日銀が金融政策決定会合を前倒しで開催し、追加の金融緩和策を決めたとの報道もされています。さらに3月13日には、新型コロナウイルス対策の特別措置法が成立し、さらなる感染拡大に備え、総理大臣が緊急事態宣言を行い、都道府県知事が外出の自粛や学校の休校などの要請、指示を行うことが可能になりました。これは、中国での鳥インフルエンザの感染拡大を踏まえて2012年に成立し、2013年に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正したものであります。このような流れの中、このたびの町長の施政方針にも、国、県からの情報や新型インフルエンザ等の行動計画に基づき、町民、事業者、各施設等と情報共有を図り、適切な行動につなげていくと取り上げられていますので、その対応について質問します。まず、この件に関して、野球や相撲の無観客試合や春の選抜高校野球中止など、日本全体に大きな影響が出ています。これまでに我が町において町民生活にはどのような分野で、

どのような影響がどのぐらいあったのかということについて、まずはお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課からご答弁させていただきます。町は、厚生労働省のイベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージでありますとか、国の感染対策の基本方針、また3月の専門家会議などの意見などから、新型コロナウイルスの感染の拡大防止のため、3月末まで町主催のイベントや会議などの開催を延期、または中止しております。併せて、地域づくりセンター等の会議室の利用も中止しております。これらの関係者の方、町民の皆様には影響が出ているところでございます。併せて、現時点の町民生活への影響としましては、特別養護老人ホームなどの面会制限など高齢者施設等における影響でございますとか、町内公立小中学校の休校に伴う保護者や学校現場、児童生徒への影響、また、マスクや消毒液などの衛生品の不足など、多岐にわたり影響が出てきている状況にあると思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 現状の認識をお伺いいたしましたが、それでは、まだこの状況が続いている状況の中で、今後さらにどのような影響があると想定されるかというところを、町としての認識をお伺いしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 今後の影響でございます。今後の影響として想定されることは、まず1つに、事業者の従業員の罹患などにより、一定期間事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることでありますとか、地域で患者数が大幅に増えたときには、医療提供体制の確保など、町民の日常生活に大きく影響を及ぼすことが予測されます。そのため、町民には正確な情報でありますとか感染防止対策の内容を伝え、注意喚起に努めることが重要と認識しております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そういった問題に対する注意喚起とか情報の提供ということについて、現時点でとられている内容について説明していただけますか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現時点における注意喚起でございます。きたひろネット放送の音声放送でございますとか文字放送、併せて町ホームページに、定期的に新型コロナウイルスに関する感染拡大を防ぐ行動について載せております。住民の方にはそちらのほう、併せて地域づくり協議会でありますとか、区長等のほうにも文書を今後送っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 現在、きたひろネットであるとか、それからホームページ、また防災無線等も使われておることを承知しております。さらには、区長文書のほうでも文書がなされる予定であるということでありましたけども、この件について、平成26年に北広島町新型インフルエンザ等対策行動計画というものが策定されております。これが施政方針の中にもあったように、この計画に基づいてというような話がありましたけども、これを簡単に説明していただいた上で、この度の問題にこれがどのように適用できるか、あるいはこれを超えた、さらなる町としての対応の必要性についてお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 北広島町の新型インフルエンザ等対策行動計画でございます。こちらは、国、県の行動計画に準じまして、平成26年に策定をいたしました。この町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的でございます感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること及び町民生活、及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを達成するための具体的な対策について、発生段階ごとに実施体制、情報収集、情報提供、蔓延防止に関する措置等について、6項目に分けて策定をしております。今回の新型コロナウイルス感染症対策におきましても、この行動計画に準じて町の対応を行っているところでございます。現時点では、県内早期、ごく早期だと捉えておりますが、国や県を通じ必要な情報を収集し、感染拡大防止策の内容を町民へ情報提供し、注意喚起を図っているところでございます。今後、仮に町内におきまして発生した場合は、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることに努めてまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そういった内容、感染拡大を可能な限り抑制するであるとか、あるいは経済への影響を最小限に食い止めるといったことは、既に計画として練られているということであると思いますが、願わくば、こういったことが適用することがないうちに終息してもらいたいものではありませんけれども、既に、先ほどの影響のところでも説明していただいたように、町内でさまざまところで影響が出ていると認識しております。先ほどの同僚議員の質問の中で、雪不足による経済への影響という話もありましたけれども、民宿などにおいては、さらにこの新型コロナウイルスの問題で、インバウンドのお客さんが全くなかったとか、あるいは国内からの予約についても全くなくなってきているというダブルパンチ、追い打ちをかけたような状態にもなっているのが現状であります。こうした中で、一番新しいニュースとして、広島県が昨日、新型コロナウイルス感染症の緊急対策を盛り込んだ10億1000万円の2019年度一般会計補正予算案をまとめたということが報道されております。これが17日に追加提案、本日でありますけれども、追加提案される予定である。これは、この新型コロナウイルスの問題に対して、県内の商工団体と連携した中小事業者など向けの相談窓口の体制強化に3億6900万円を計上するなど、貯金である財政調整基金を11億1000万円取り崩して行うというようなことが報道されております。我が町においても、こういった単に、ただ新型コロナウイルスに直接感染して、それによる医療的な措置だけではなくて、その影響を受けた事業者への対策等といったことについては、また、多方面から検討していかなければならないと思うのでありますけれども、そういった事態に対して、町として補正予算を組んでも、臨時議会を開いても取り組もうという姿勢があるかどうか、その決意をお伺いしてみたいと思います。これは特に通告しているわけではありませんが、答弁いただければお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 副町長。

○副町長（中原健） コロナウイルス関係におきまして、いろいろな町民へ影響が出ているということは認識しております。これによりまして、いろいろと対策を講じていく必要性も感じております。おっしゃられましたように、どういった対策で、どういった行動をとればいいのかということは、対策会議の中で十分詰めをしまして、これからの行動に移っていきたいと思いますけれども、今言われました補正予算等必要なものが出てくれば、当然補正予算なり何な

りを組みまして、議会のほうに諮らせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ありがとうございます。先般の予算審査委員会でも副町長から答弁がありましたけども、このことは生死に関わる問題でもあり、最大限の努力をして予算枠を確保していきたいというお言葉は既にいただいているところであります。一丸となって、この問題に取り組んでいければというふうに思いますが、また、町の体制として、この北広島町新型コロナウイルス感染症対策本部というのが2月25日に既に設置されておるようではありますが、これが何回かもう会議を重ねられているということはお聞きしております。そうしたところで、現時点で、町が専門家会議の見解や国、県等からの情報を基に、改めて町民の皆さんに伝えておきたいと、お願いしておきたいということがあればお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 改めて、町民の皆様にお伝えしたいこととございます。国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針にもございますように、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐには、今がとても重要な時期でございます。現時点での感染の発生状況を踏まえすと、例えば屋内など換気の悪い空間で、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染リスクを高めるとされております。そのため、人ごみの多いところは避けていただくなどの注意をより一層していただきますとともに、季節性インフルエンザの予防と同じように、小まめな手洗いと、咳エチケットの徹底をお願いいたします。併せて、とても新型コロナウイルスに関しましては心配がございます。しかし、症状がなくても感染している可能性はございますが、症状がないのに心配だからといって、すぐに医療機関を受診するという行動をとるのではなくて、まずは、感染予防の徹底を心がけていただくこと、併せて町のほうで、先ほども申しましたように、きたひろネット放送でありますとか、ホームページのほうにも感染拡大防止の行動のことについて載せておりますので、そちらのほうを参考にさせていただいて、感染拡大防止の行動を一人ひとりがとっていただくことをお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 町民の皆様にも既に放送を通じて、もう耳にたこができるぐらいこの話は聞かれていると思いますけども、この感染拡大を防ぐために人ごみの多いところを避けるとか、小まめな手洗い、咳エチケットをすとか、基本的なところをしっかりと守った上で、また、冷静にこの問題に取り組んで、これを乗り越えていきたいというふうに思います。次に、有害鳥獣対策についてであります。先ほどの同僚議員の質問と重なるところが、項目としてはありますが、なるべく項目として重ならないところで質問していきたいと思います。農林水産省、農林振興局の資料を見てもみますと、野生鳥獣による日本全体の農作物被害額は、平成30年度で158億円、全体の約7割がシカ、イノシシ、サルであるというふうに言われてます。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄や農業離れの増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故の被害、こういったものをもたらす。その被害額として数字に表れる以上に農山漁村にとっては深刻な影響を及ぼしているのは皆さんご存じのとおりであります。議会報告会や農業委員会から上がってくる町民の皆さんの声にも、この獣害、特にイノシシとかシカとかの農業への被害の深刻さが伺えるわけであります。私は、この有害鳥獣の問題が非常に大きくて深刻な問題であると感じています。今定例会での先ほどの同僚議員の質問も含めて、これまでに多くの議員によって質問や提言がなされております。

この農業従事者にとって重大な危機に瀕しているといっても過言ではないこの問題に対して、一つ今回の施政方針の中で、この件については、いささかも取り上げられてなかったことが残念ではあります。農業は北広島町における基幹産業であるというふうに、町の書き物の中にもうたわれてあります。そうした状況で、現在の対策の取り組みというのは、まだ少し認識が甘過ぎるのではないか。先ほどの農林課長の答弁の中には、農業振興において大きな問題であるというふうに捉えておられるようでありますけども、この辺のところの町としての見解を今一度お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 野生鳥獣による被害は農作物生産だけではなく、営農意欲の減退なども含めて、町といたしましても甚大であるというふうに認識しております。このことから、有害鳥獣対策事業により、侵入防止や捕獲対策、これらを進めているところでございます。また、捕獲班をお願いして捕獲活動も引き続き実施しております。いずれにしても、本町農業に影響する重要課題の一つとして認識しているところでございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 重要課題の一つとして認識していただいているということは分かりましたが、もっとこれを取り組んでいただきたいという気持ちがあります。少し、先ほどの同僚議員の質問と重ならないところで、ピンポイントの質問になるかと思いますが、1点お伺いしてみたいと思います。広島県の猟法禁止区域というものがございまして、このその中に、くくりわな架設禁止とされている区域がありまして、この北広島町のほとんどがそれに含まれている状況です。わずかに中国自動車道の南側だけが禁止区域から外れているわけですが、これが施行されるに至った理由と、その経緯についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） くくりわな猟法の禁止区域については、現在、広島市安佐北区、佐伯区の一部、廿日市市吉和、安芸太田町、北広島町の一部が指定されているところでございます。区域の設置は、第1種特定鳥獣であるツキノワグマ保護管理計画に基づいて指定されたものでございます。第1種特定鳥獣とは、その地域で生息数が著しく減少している鳥獣を指し、ツキノワグマは、西中国山地一帯で孤立して分布していることから、その保護を図るため計画が策定をされております。ツキノワグマの生息域におきましては、その錯誤捕獲を防ぐため、くくりわな架設禁止区域とされたものです。区域の設定は、平成7年に当時の芸北町と戸河内町で設定され、その後、吉和、加計、豊平、大朝が設定され、平成17年には、北広島町千代田地区の一部が指定され、現在に至っております。先ほど申し上げましたように、区域設定は、ツキノワグマの錯誤捕獲に、特に注意が必要な箇所として恒常的分布域が指定されたものでございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ツキノワグマの錯誤捕獲、要するに間違えてツキノワグマを獲ってしまわないようにと、そういうことですね。であれば、これ平成7年にそういうことが出されたということですが、それから既に20年以上は経過しているわけでありまして、その後、ツキノワグマの生息数だとか、実態の調査については、どの程度の保護管理の状態にあるか分かればお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 生息数については、県の調査があると思うんですけども、手元にはデータがございません。ただし、生息区域、これについては、だんだんと拡大しているというふうなことを県の担当者のほうから伺っているところでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そうした中で、くくりわなというものを使うことができたならば、今問題になっているイノシシの捕獲について、もっともっと大量に捕獲はできるであろうというような話をよく聞きます。非常に歯がゆい思いをして、みすみすイノシシの被害を見逃さざるを得ないというような状況であるというふうにもよく聞くんでありますけども、これが県の境を越えた島根県ではそのような規制がないという状況で、このくくりわなを使って捕獲がなされているということも聞きます。ちなみに、くくりわなというのは、ワイヤーとバネ等を使って、比較的安価に仕掛けることができるということで、箱わなが、例えば1つ作るのに10万円ぐらいかかるのであれば、それよりは格段に安いコストでできるということで、大量に仕掛けることもできるというようなこともあるようでありますけども、このようなことがツキノワグマの保護という観点であったとするならば、もっともっとツキノワグマの実態調査というものをした上で、実態に合った状況でやるのが合理的ではないかというふうに思うわけであります。これも県が決めていることであるということであれば、なかなかそれが難しいところもあるかもしれませんが、何らかの方法で、県からくくりわなの使用許可を特定地域を限定してでも、被害の甚大なところについて使用許可をしていただくとか、そういうことはできないのか、お伺いしておきます。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 他県の状況については承知しておりませんが、本県においては、くくりわなの架設禁止区域については、ツキノワグマの錯誤捕獲の防止のため原則許可はしておりません。しかしながら、近年のイノシシやシカの生息域が広がっていることから、許可を行う町としましては、猟期以外のところ、有害鳥獣の捕獲、これに限りくくりわなの使用について一定の範囲内で許可をしているところです。ただし、くくりわなは箱わなと違いまして、誤ってツキノワグマがかかったとき、わなの設置者等に大きな危険が伴うということがありますので、ツキノワグマが出没していることが確認された場所では設置は許可をしていない。そういう状況でございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 現実にツキノワグマが出没しているというところというのは、そういう危険性があるだろうという状況であろうと思いますが、もう少しそれを科学的な根拠を持ってと言いますか、実態調査でツキノワグマが一体どういう状況になっているのかということを確認してほしいというようなことを県に要請するとか、何らかそういう対策を働きかけをしていただくことができればなというふうに思いますけども、その点どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 頭数の把握とか、生息範囲につきましては、県のほうで、推定という形ではありますけども、数字は持っていらっしゃると思います。ただ、ツキノワグマの保護だけではなくて、やはり農業にとって、イノシシ、シカ等の有害鳥獣の問題というのは大変大きな課題である、重要であるというふうに思っております。この点に鑑みて、県のほうにもそういうようなものを伝えてまいりたいと思いますし、先ほど申し上げましたように、禁止区域以外

にあっても、ツキノワグマがそんなに頻繁に出ないことが確認されていないところについては、くくりわなの許可を出して、しっかりととっていただくようお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） いずれにしましても、この獣害対策ということは非常に大切なことであるというふうに思いますので、引き続き、その辺取り組みをお願いをしておきたいというふうに思います。改めまして、町民の生命と健康、財産を守るという観点から、町としての危機管理に対する姿勢をお伺いしたいのでありますけれども、一つ、この危機管理の専門家の先生のお言葉をお借りしてみますと、危機管理の鉄則というのは、最悪の事態を想定するということであるというふうに言われております。その例え話として、空振り三振はしても見逃し三振はするなという、そういう態度であると。つまり新型コロナウイルスなどの感染症パンデミック対策においても、常に最悪の事態を想定して、過剰な対応策となったとしても空振り三振を恐れず、対策の一手を先行して打つということが求められるというふうに言われておまして、これは非常に同感するところであります。そのようなことも含めて、町としての、一言で危機管理と言いましても、いろんなところ、いろんな角度から見て、危機管理ということはあるかとは思いますが、そうしたことに対して、町としての姿勢について所信をお伺いしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 危機管理に対する姿勢ということでございますので、危機管理課からお答えをいたします。危機の事象としまして、自然災害、大きな事故や事件、感染症、テロ、武力攻撃などが挙げられます。近年の気象状況や世界情勢を見ますと、今後も想定を超える危機が予測できます。とりわけ自然災害では、被害の最も大きくなった場合に、本町の脆弱な部分を想定し、災害に強いまちに向け、北広島町国土強靱化地域計画を策定して、計画的に防災・減災の取り組みを進めてまいります。また、近年は自然災害に限らず、いつどのような危機が押し迫ってくるか分からない時代でございます。このような危機発生に迅速かつ的確に対処し、町民の安全・安心を確保することが、行政としての重要課題であると考えております。こうした対策を総合的に講じていくため、地域防災計画及び国民保護計画を基本としながら、危機管理体制をさらに整備してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ありがとうございます。折しもこの3月は、東北大震災がありましてから、ちょうど9年という節目の時であります。そういった大震災に関連するテレビ番組等を見ておると、なかなか予測できない事態に対して対応していくということは、口で言うほど簡単ではないというふうに思うわけであります。特にそうした中で、危機的な状況に陥ったときにみんなが右往左往することなく、整然とそれに対処していくということ、特に日本の国民性として、そういった日ごろからの秩序を保つということについては非常に優秀な民族として、我々は自負してもいいのではないかとこのように思いますけれども、そういった国民性の上に、さらに必要とされるのがリーダーシップということではないかというふうに思うわけであります。そういう観点で、最後に、町長の危機管理に対する姿勢、その気概の一端と申しますか、気概のほどを一言お伺いできればお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） この危機管理につきましては、ある程度を想定しながら計画を作っていくと

いうことでありますので、想定外が起きたときにどうするかということも合わせて対策を練っておかねばならないというふうには思っております。今回の新型コロナ対策につきましても、まだ特效薬もない、特性も詳細ははっきりしてないというような状況の中で、対策を打っていかねばならないということでありまして、国あるいは県、ここらの対策に準じて、町としてのとれる体制をとっていくということになろうと思っております。自然災害等につきましても、目に見える災害でありますので、これまでも何度も経験しておることではありますけれども、もっと規模が大きい災害が発生したときにどうすればいいかというようなことも、事前にいろいろ検討しておくということが必要になると思っております。こうした災害が、起きないのが一番でありますけれども、それを想定して、いろいろ検討しておくというのは、今必要であるというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 以上で、私の質問は終わります。

○議長（宮本裕之） これで、亀岡議員の質問を終わります。暫時休憩とします。午後1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 05分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。休憩前に引き続き、一般質問を行います。次に、2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。一般質問を行います。最初に、新型コロナウイルスの感染が世界中に広がり、北広島町民を不安に陥れています。特に、2月27日の安倍首相による小中高と特別支援学校の一律休校要請は全国を大混乱させました。あれから3週間経過しましたが、治まるどころか、いつ収束するのか、全く見通しが立ちません。このようなときこそ、町民の命と健康を守るべき北広島町はその役割を果たすべきと考え、質問をいたします。最初に、現在の北広島町の新型コロナウイルスの感染状況について、町長の認識を伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 町内の感染状況でございます。現時点におきましては、北広島町の患者発生はございません。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 感染はないということです。私たち共産党の支部は、2月5日、町長に申し入れを行い、正確な情報発信、町の相談窓口設置、医療機関との連携、マスク買い占め防止や備蓄などを要請しました。これら要請項目を踏まえ質問いたします。感染しているのかいないのかを確かめるPCR検査は、医師が必要と判断しても実施してもらえないことに批判が広がっています。そこで、町内でのPCR検査希望数と実施数及び検査結果、さらに、町はどのよ

うな対策をとっているか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） PCR検査についてでございます。現時点では、PCR検査の対象となる方は、風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しきがある場合に、広島県西部保健所広島支所に相談し、新型コロナウイルス感染の疑いがあると保健所が判断した場合に、帰国者・接触者外来のある医療機関を受診し、医師の診察、検体採取となっております。北広島町内のPCR検査希望数でございます。こちらのほうは把握しておりません。広島県内の検査実施数は3月16日、1月30日から3月16日の間でございます。この間の検査実施数は486件でございます。検査結果は、陽性件数1件でございます。町内の実施数については公表はされておりません。現在のところ、広島県内で、検査ができる検査機関は2か所でございます。町として、独自に検査ができる対策はとっておりません。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 様子は分からないということがはっきりいたしました。今日報道によりますと、WHO事務局長は会見で、パンデミックを抑え込むには、各国が検査体制を強化し、とにかく検査に次ぐ検査を行うに尽きると語ったとのこと。必要な検査が実施されるよう、把握されていないんですから、分からないと思いますが、しかし、先日の広島市内でのこともありました。国に強く検査の強化を要望すべきだと考えますが、町としていかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 厚生労働省のほうにおきましても、やはりWHOのパンデミックという言葉がありましたところを受けまして、かかりつけ医など身近にいる医師のほうが必要と考える場合には、PCR検査を受けることができる体制を今整えているところでございます。これらが、広島県内でも体制が整いましたら、身近にいる医師がPCR検査が必要と判断した場合には、帰国者・接触者外来を紹介、受診し、その医師の判断を踏まえ、検査を行うこととなる体制になると考えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） できたら、そういう体制をとるといえることではございますけれども、日本は非常に低いと言われて、北広島町内でもどうなっている状況かは公表されていないということですので、不安は広がるばかりです。次に、不安がある場合は広島県の相談窓口で電話してほしいとありますが、気軽に相談できないとの意見を聞きます。そこで、北広島町役場に総合相談窓口を設置し、必要な人員を配置して、住民の不安に寄り添って親身に相談に乗るべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 相談窓口でございます。今現在、役場保健課、または支所などに電話等でご相談をいただいているところでございます。保健課に相談していただくことを改めまして周知させていただきまして、町民の不安に寄り添い、丁寧に相談に当たってまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 保健課、支所とのことではございますけれども、感染のことだけじゃなくて、日々変化しています。正確な情報提供がどうしても必要です。感染だけじゃなくて、営業や休業補償など、

さまざまな不安、疑問に答える必要があるのではないかと。再度答弁を求めます。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 新型コロナウイルス感染症につきましては、やはり健康のところだけではなく、経済、またいろんなところに影響が及ぼしておるところでございます。町のホームページにおきまして、新型コロナウイルス感染症に関する情報を一括掲載しておりますので、そちらでチェックしていただくと、併せて各担当部署におきまして、関係者のほうに周知、徹底してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 感染だけじゃなくて、その他の不安も受け付けますということですので、ぜひ役場の担当に電話をしていただくよう町民にお願いしたいと思います。感染予防として、マスクと手洗いを勧められていますが、販売店にはマスクもアルコール消毒液も品切れでなかなか手に入りません。そこで伺います。医療機関や介護施設等で使用するマスクは確保されているのか。また、町民に必要なマスクを確保するため、町はどのような努力をしているのか伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） マスクのことでございます。現時点におきましては、医療機関や介護施設等で使用するマスクは余裕がある状況ではございませんが、確保されていると聞いております。施設によっては、使い捨てマスクと布マスクを使い分けておられます。町におきましては、3月11日に町備蓄のマスクを町内の医療機関、歯科医院、薬局、介護保険施設等、109の施設のほうに総計で5777枚のマスクを配布させていただいているところでございます。町民の皆様におかれましては、大変不安に感じておられることは認識しておるところでございます。咳エチケットと手洗いは感染予防の基本であること、マスクは、風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが重要であることを引き続きお伝えし、ご理解とご協力をお願いしていきたいと存じております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 町民のほうはマスクがない場合が多いんです。しかし、集まる場合にはマスクをしてきてくださいとかいう場合があるんじゃないかと思っておりますので、引き続き、この町民へのマスクの確保について努力していただきたい。次に、通告では、町長を本部長とする対策本部を設置するよう2月5日提案しましたが、現在の状況を伺います。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在の状況ということで、危機管理課のほうでお答えをいたします。ちょっとこの新型コロナウイルスの対策についてですが、町の対応としまして、令和2年1月29日から感染症の予防及び連絡先などの広報を始めております。2月6日に北広島町感染症対策警戒本部といたしました。また、県内及び町内発生に備え、体制の整備を行うことを目的に、2月25日に町長を本部長とする北広島町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 対策本部は立ち上がったということですので、機敏な対応を要請しておきます。次に、一律休校要請が質問通告直後であったため通告をしておりませんが、町民の関心事です。ぜひ答弁をお願いしたいと思います。当初は、一、二週間がヤマ場と言われましたが、

休校して既に16日が経過し、子どもも保護者も限界に来ています。そうした中、観光大使の佐藤弘道さんが、放課後児童クラブに今通っている子たちに塗り絵教材を提供したとのことを聞きましたが、説明をお願いします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 学校の休業に伴いまして、放課後児童クラブを急遽開所をしたところでございます。そうしたところ、町の観光大使であります佐藤弘道さん、それからどんぐり財団、そして啓文社、この3者のほうから塗り絵の寄贈がありました。全部で150冊の寄贈をいただいたところでございます。この塗り絵を配りましたところ、子どもさんたちはもちろんですが、支援員の先生方も非常に喜んでおられます。町のほうとしても非常に感謝をしているところでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） このように子たちは頑張っておりますので、町民みんなでできることからサポートしていけたらいいなというふうに感じます。しかし、春休み以降も事態が変わらない場合、これからのことですが、引き続き休校を続ける考えなのか、学校設置者の町長に伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 学校の休校につきましては、春休み以降につきましては、まだ、国としても県としても方向性は出ていないということでもあります。この新型コロナの感染度合い等、いろいろ考慮されて最終的な判断がされるものと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） まだ、はっきりしないということは、はっきりしました。全国では、休校を中断し、通常授業を始めるところも出ています。国も学校施設の利用や給食の提供を認めており、万一、分かりませんが、休校せざるを得ない場合でも学校の開放や希望者に給食を提供してはどうかと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 学校開放を含めてですけれども、一つは、臨時休業中の校庭の利用につきましては、3月18日から開放時間を午後1時30分から午後3時30分まで開放するようにしております。また、給食の提供ということでございますけれども、これにつきましては、感染予防の観点、それから保護者の方にとっては、放課後児童クラブへ弁当を持っていくということで大変ご苦労をかけているところでございますけれども、県あるいは国等の状況を見ながら検討していきたいというふうに考えておりますが、現時点では給食の提供については考えておりません。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 徐々に状況は変わってきていますが、もう既に給食を提供しているところもありますので、全国の情勢をしっかりと捉えて、機敏に対応してほしいということを求めておきます。最後にですが、一刻も早いコロナウイルスの収束を願うとともに、このようなときこそ北広島町が町民の命と健康、暮らしを守るために力を尽くすことを最後に求め、次の質問に移ります。次は、学校給食と放課後児童クラブの民間への業務委託は、中止すべきだという観点から質問いたします。来年度から、大朝と千代田の放課後児童クラブと学校給食の調理部門を民間の共立メンテナンスに業務委託するため、今議会に5年間の債務負担行為8億6405万円と来年度の予算が提案されています。しかし、議会には詳しい説明も十分な議論も行われな

いまま、今議会で決められようとしています。業務委託は指定管理と違い、議会の議決が必要なく、予算が成立すれば、自動的に業務委託を認めることになるため一般質問で伺います。まず最初に、教育の一環である学校給食や放課後児童クラブを民間に業務委託する目的と理由は何か。それと併せて、同じような質問なんで、直営と比較し、何が変わり、メリットは何か、分かりやすくお答えください。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まず、業務委託をする目的でございます。これまで行政改革大綱に基づきまして、業務の質を確保しつつ、より効率的で安定的な行政運営に資するという観点から、業務の外務委託を行ってきました。今回、民間委託を行う業務につきましては、業務に係る労務管理等の事務量が增大していることや、欠員が生じた場合の人材確保に困難が生じていることなどの課題がございます。また、業務内容が経験と知識に加え、高い専門性を必要とすることから、効率的な業務運営を図るとともに、民間企業の運営方法やノウハウの活用、併せてサービスの質の向上を図ることを目的としたものでございます。直営と比較して何が変わり、メリットは何かということでございます。メリットとしましては、まずは、多くの実績のある業者によって運営方法の改善や調理員、支援員の資質向上によるサービスの向上が図られます。特に、衛生管理や安全管理の面で効果が得られると考えております。また、本庁業務における人材確保や労務管理などに係る事務量と事務経費の軽減化が図られると考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今、目的と理由が述べられましたけれども、これら実際にそうなるのかについて伺っていきます。まず、お伺いしたいのは、調理員や支援員の処遇はどうなるのか。また、コストは幾らか削減されるのかを最初に伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 1点目の調理員と支援員の処遇でございます。まず、給与面につきましては、会計年度任用職員との均衡を図り、期末手当を支給するなど、直営時と同等の処遇契約をしております。また、調理員につきましても、先にお話をしましたように、8月期の業務がない時期におきましても業務補償、休業補償を行うということで対応しております。コスト面につきましては、これまで任用や労務管理等の事務を町職員が行っていた部分の削減、あるいは全体での職員の人事配置の中で、同等の効果は生まれるのではないかというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 待遇はよくなると、悪くはならないと。コストも職員の仕事が削減されるので低減されるんじゃないかということですが、そうなのか。まず、先ほど言われました職員の安定的継続長期雇用は安定しているかということですが、疑問です。今回、5年間の契約で、臨時職員は共立メンテナンスの社員となります。しかし、6年以降、この業者が請け負うとは限りません。岡山県美作市では、学校給食を共立メンテナンスからシダックス大新東に変更いたしました。そのため調理員さんも雇用先が変わり、継続性も安定性も崩れたのです。厚労省の放課後児童クラブ運営指針によると、子どもとの安定的・継続的な関わりが重要であるため、放課後児童クラブ支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態をとることが求められるとしています。しかし業務委託では、事業者との契約は期間に定めがあり、事業者の継続性は確約されていません。そのため支援員の契約期間も限定せざるを得ず、有期雇用となり

ます。公立民営は、放課後児童クラブにふさわしい事業の継続性、支援員の専門性の蓄積が困難と言われていますが、町長の所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今回業務委託をいたします給食調理、学校給食と放課後児童クラブでございますけれども、この業務につきましては、業務運営上必要な業務でございます。町直営でやる場合であろうと業務委託をしようと、どちらにしましても、必ず実施する必要がある業務でございますので、そこに必要となる人員の確保については必ず発生するというので、雇用の継続性も図られるというふうに思っております。また、支援員等のお話もございましたけれども、町内には、半数は民間で運営されている放課後児童クラブがございます。その放課後児童クラブにつきましてもしっかりと雇用し、業務をしっかりと行っているというふうな状況はございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 雇用先が変われば、雇用者の安定と言えますか。雇い主が変わるんですよ。それはやっぱり当初の安定的継続長期雇用という保障にはならないと考えます。コストについて、人の仕事が削減されるからということでのメリット言われましたけれども、しかし金額的なコストが増えることは先週の予算特別委員会でも確認されました。今回の委託費には、人件費以外に業者に支払う管理費1788万円、消費税1171万円の約3000万円が含まれていますが、これは業務委託しなければ必要のない出費です。町財政が厳しいにもかかわらず、5年間で約1億5000万円も多く税金を投入することになるのです。これでは経費を削減したとは言えないのではないか、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まずは、単純なコスト比較の話でございます。今、説明がありましたように、管理費と消費税合わせたもので年間約2900万、3000万近いものがあるということでございます。これに対応するコスト削減でございます。今、試算している数字で申し上げますと、まずは直営として行っていく場合の直接的な業務の人役につきましては、庁舎内の業務としまして、学校給食、児童クラブ、あるいは、それに雇用される100人以上の人件費の整理、支払い等で、約2人役に近いものがあるかと試算しております。また、学校現場におきましても事務職員でありますとか栄養教諭、その他各学校、各施設での事務、総額しますと、約1人役以上の業務があるというふうな試算でございます。合わせて3人役程度の人件費の削減になろうかと思っております。併せて、細かいところ言えば、委託する事業者が本町の町内に事務所を開設いたします。そこには3人の従業員がおるということでございます。そこら辺の雇用状況でありますとか、それらの雇用に係る町民税、あるいは事業所開設に伴う法人町民税等のメリットはあろうかと思っております。そこら辺を比較して、ある程度管理費、消費税に近いものが出るのではなかろうかというふうに思っております。併せて、専門的な知見の中で、業務を行ってもらうプラスメリットと包括委託ということでございますので、その包括委託の中で、業務の中で、人の回しもできるというふうなメリットもございまして、そこら辺のメリットも含めて、この業務委託のメリットが出てくるであろうというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） あまりはつきりしませんが、3人分ぐらいは得するんじゃないかと。しかし、

3000万円あれば正職員3人分は確保できるんじゃないかと思うんです。さらに、さまざまな業務を削減できると思いますが、業務委託しても仕事は減らないんです、あまり。かなりいろんな指示をしなくちゃいけない。このやり方の問題が大変です。いいサービス、子どものためのサービスを行おうと連携を強めれば強めるほど、業者と町が、偽装請負の疑いも起きかねないということが言われています。そのため厚労省は、その詳しい基準を設けています。最初にできたのは昭和61年ですが、平成24年に改定されている厚生労働省告示第37号、ここで詳しいQ&Aをやって、偽装請負が起きないようにする対策は、どうなのかということはきちっと書いてあります。そこで伺いますが、業者への細かい指示は誰が誰に行うのか。学校給食、放課後児童クラブそれぞれについて、具体的に説明を求めます。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 業務への指示でございます。最初に偽装請負のお話ございましたけども、この業務委託につきましては、全国的にもかなりの業務委託の状況もございまして、県内でもかなりの業務委託をしている状況がございます。その中で、しっかり業務を行っているというふうな実情もございまして、業務委託することによって、その業務が立ちいなくなるということはないというふうに思っております。また、現場への指示につきましては、町から、町内に事業所、事務所を置く業者に連絡をして、そこから主任調理員、あるいは主任支援員などに指示がいくというふうなことになるかと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 全国的に頑張っていると。県内で大手に頼んでいるのは1か所、海田町だけです、放課後児童クラブは。全国的な問題で、そう言われたんで紹介せざるを得ませんが。学校給食で労働局の見解が出ています。滋賀県湖南市の場合、小中学校の給食の調理業務を民間委託し、市栄養職員が作成した献立をもとに教育委員会が食材料を購入する。その食材料で民間調理員が調理、今回の業務委託と全く同じですけども、そういう計画でした。しかし、これに対して滋賀県労働局との協議を行う中で、受託業者が自ら調達する設備、資材により業務を処理するに違反しているというふうな見解が言われています。それは告示の基準のところの第2条2のハの1にそれが書かれています。細かく紹介することは、時間的にできませんので確認してほしいと思います。次に、今学校給食、クラブについての指示系統を伺いましたけれども、実際今どうなっているのか伺いました。学校給食ですが、献立を作る栄養教諭に聞きました。献立について、調理員に気をつけてほしいことを直接話し、無理なくできるかどうか相談するため、ほぼ毎日給食センターに行っている。調理員との人間関係を作らないと言にくいことも言えない。コミュニケーションが一番大事と言われました。また、アレルギー対応については、絶対にミスはできず、何重にもチェックするが、逆に調理員さんから指摘されることもあるとのこと。しかし、業務委託では、先ほど総務課長は言いましたが、主任の調理員に話ができますけども、調理員さん直接指示ができません。ですから、この栄養教諭が言うように、現場に行き、調理員さんとコンタクトをとって、そしてこういうふうにしてね、どうでしょうかということではできなくなるんです。そのため、細かなコミュニケーションはとれず、献立やアレルギー対応など栄養教諭が考えたとおりの給食ができないんじゃないか、危惧されますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 学校給食の件でございますけども、まず、先ほど美濃議員がおっし

やいましたように、学校の栄養教諭が献立を作成をします。そして食材を発注をします。そして、学校栄養教諭が献立表を業務委託の責任者、そして、そこに配置をされております栄養士とともに打ち合わせをしていきます。そして、次に業務委託の責任者と栄養士が調理員全員でミーティングを行いまして、献立の打ち合わせ、そして調理の打ち合わせ、あるいはサブ業務の工程表などを確認をさせていただいて、調理を行うという形になろうかと思えます。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今のような形をとらざるを得ないわけです。ですから、今の栄養教諭が考えている直接顔を合わせながら、調理員さんとコンタクトとりながら、それはできなくなるということで、責任者との打ち合わせ、口頭だけじゃなくて、かなり文書でやると思うんです、仕様書的な。しかしそれもできないんですよ。細かい文書を交わすこともできない、詳細であればあるほど。ということがこの告示第37号にも載っています。相当縛られてくるんじゃないかという危惧があります。さらに、放課後児童クラブ支援員と保護者との関係はどうなるのか。あるクラブの支援員さんに伺うと、誕生会や夏休みのお楽しみ会、保護者会の行事や地域民生委員等との関わり合いがあるとのこと。町のプロポーザルで示された仕様書では、保護者会等の特別行事について、町と協議の上となっていますが、保護者会と話し合い、分担等について保護者がいろいろ支援員さんをお願いすることができるのか。いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 放課後児童クラブのさまざまな活動についてでございます。基本的には、現在行っております保護者会等、こういったことについては現状と変わらないようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 現状と変わらないということは、その保護者さんが支援員さんに、こうしてね、こうやってねということはいえないんですよ。今は言ってると思うんですよ。できなくなるんです。誰がその指示をするんですか、業務的な指示は。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 業務的な指示という意味ではできないかもしれませんが、保護者の方が支援員さんに相談という意味ではできると思っております。もし、そういったところで不都合がありましたら、教育委員会のほうから、今度営業所ができて、そこに所長がおりますけど、そこを通して放課後児童クラブの支援員さんのほうに伝達をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） そうせざるを得ないんですね。逆に言いますと、教育委員会の職員も仕事が減るんじゃなくて、そういう仕事はどんどん増えてくる。保護者さんの意見を聞き、業者の意見を聞き、そこを調整をして指示すると、そういう作業は今まであまりやってなかったこともやらざるを得ない。とてもじゃないが、仕事が減る状況ではないというふうに判断をせざるを得ません。このような関係では、保護者会と支援員との連携が十分できず、ぎくしゃくして保護者や子どもの利益に反することになるんじゃないか心配です。町が責任を持って放課後児童クラブを実施すること、偽装請負のおそれが生じかねない業務委託と両立しがたいんじゃないかという疑問持ったんですが、今のやりとりを聞いててもかなり不安になりました。町のほ

うはどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） この業務委託につきましては、かなり詰めたお話も業者としておりますし、そこに働く雇用者、保護者の方もしっかり話をさせていただいて、これを進めてきております。また、繰り返すようですけども、この業務について、しっかり請け負いながらやってきているというふうな実績もございます。そのことも受けて、しっかりこの業務を運営していただけるものと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 実績という話がありました。これは後で言いましょ。このような重大な運営変更だと私は思うんですが、教育委員会の会議では、教育委員からどのような意見が出されたか伺います。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 教育委員会議で報告をさせていただいておりますが、ご意見のほうはございませんでした。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） なぜ意見が出ないか、議題に載ってないからです。なぜ、教育委員会の議題としなかったのか伺います。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 一つは、教育委員会議は、教育長が委任された以外で、委員会の権限に属する事務というのは15項目ございます。この業務委託については、これに当たらないというふうに考えておりますし、また、業務委託については、給食提供については何ら変わることはございませんので、議案に上げませんでした。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 認識がすごく甘いと思うんです。先ほども言ったように、献立を作る栄養士さんと調理員さんのコミュニケーションの中で、そうやって初めていい給食ができるという話をさせていただきました。今やっている。しかし業務委託して、それができなくなってもできるというのはそれは想像でしかないと考えます。他の自治体では、何回も教育委員会の会議を開いて議論しています。15項目の中に学校給食という項目が入っています。今、給食業務委託は入ってないと言いましたが、学校給食は大きな課題です。それでも入っていない。こういうことをしながら、行政のメリットの説明はいろいろありましたが、子どもにとってのメリットは何か伺います。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 子どもにとってのメリットでございますけども、民間のノウハウを生かした研修が行われますので、食物アレルギーの対応及び衛生管理が今以上に充実をしております。また、栄養教諭が給食調理の出勤管理、あるいは賃金の請求等、また給食調理員さんの休暇の取得に対しての代替調理員の確保等を行っておりましたが、この事務がなくなりますので、今後は、児童の食に関する指導、食育推進などの授業の充実が図られると思っております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 食に関する指導ができるようになると言われてきましたけども、今の食育関係で

聞きますと、調理員さんを全部集めて、それで会議をやり、そこに栄養教諭さんが参加されて、一緒になって考えてされていると。いろいろとスケジュールも考えている。これはできなくなるということは間違いないですね。

○議長（宮本裕之） 美濃議員、もう一度お願いします。

○2番（美濃孝二） 調理員さんの会議をやっていると思うんですが、そこに栄養教諭さんが今行って、いろいろと意見交換していると思うんですが、それはできなくなりますねということです。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 学校栄養教諭が調理員さんとミーティングをするということはありませんけども、先ほど来申しておりますように、学校栄養教諭が委託の業務責任者、そして栄養士と綿密に協議をしまして、それから調理員全員にミーティングを行いますので、問題はないというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ちょっと気になったんですけども、栄養士さんが綿密に指示をするとありました。これは、この告示第37号で、発注者が作業の内容を順序、方法等に関して文書等で詳細に示し、そのとおりに請負事業者が作業を行っている場合も、これは偽装請負になると書いてあるんですね。細かく指示すれば指示するほど偽装請負の疑いが生じるわけです。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 私が栄養士と言ったのは、業者の委託をされているところに栄養士が配置されますので、それが綿密にミーティングをしたり指示をしたりするという意味でそう言いました。以上です。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） そういふことでしょうか、今とは大分変わってくるということは間違いないですね。それだけじゃないんですね。先ほど実績があると言われました。この業者、共立メンテナンスは、業務委託にふさわしい業者か、全国で起きているトラブルや行政機関の意見など調べたか、伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今ご質問のトラブル等があったかということでございますけども、これについて調べたということはありません。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 大事なことなのに調べてないんですね。私がちょっと調べただけで、各地でトラブルを起こしています。例えば、大阪府守口市では2018年8月、共立メンテナンスと学童保育の業務委託契約を結びました。ここは学童保育というんで、指導員と言います。全員は同社との雇用契約を結び、新たに守口市学童保育指導員労働組合を結成し、団体交渉を申し入れました。ところが、会社は一方的に適法な労働組合と認めず、団体交渉も開催されないという異常事態が続いたため、大阪府労働委員会に救済命令の申し立てを行い、現在も係争中のことです。また、東大阪市でも2016年、団体交渉を受け入れず、府労委における和解が成立したにもかかわらず、不当労働行為を繰り返し、1年で撤退しています。また、岡山県美作市、ここは生涯学習も視察に行ったそうですが、町の監査委員から、たびたび放課後児童健全育成の推進について、共立メンテナンスに対し厳しい指摘が行われています。詳しく紹介する時間はありませんが、例えば、年度初めの4月1日になっても仕様書にある支援員等の確保

はできていない。適切な管理運営体制が未だに整っていないため、管理運営の継続に問題がある。このままでは不測事態の発生が危惧されるなどです。調べれば調べるほど問題があることが分かってきました。これはほんの一部ですが、町は調べていないということですが、私の言うことですから、信用していただけないという現段階かもしれませんが、学校業務を委託する業者としてふさわしいのか、しっかり調査すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今のご指摘の点につきまして、調べてないと言いましたけども、トラブルは把握してないというふうな言葉に言い換えさせていただこうと思います。1点目の自治体につきましても、行政機関の指摘等はないというふうなことでございます。労働条件について、それぞれの対立があるということは認識しておりますけども、それによって業者が不適格であるというふうなことではないというふうには思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） もう調べるつもりはないということでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 今申し上げたことが調べた結果でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 残念であります。そもそも学校給食や放課後児童クラブは、子どもの教育や健康、生活に大きく関わり、大手民間業者への業務委託は無理があるんじゃないかと考えます。今回の業務委託は、コストは増える。子どもたちによりよいサービスを行おうとすれば、偽装請負の疑いが生じる。安定的継続雇用に不安がある。業者に問題がある。そもそも教育の一環である放課後児童クラブと学校給食の包括的業務委託はそぐわないと考えます。それでも、そういうふうにしてもらえないということですので、改めろというふうに言っても改めないと思うんですが、町長は、最後に今のやりとりを聞いてどういうふうに使われたか、伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） このことにつきましては、事業者とたびたび検討し、調整をしてきたものでありまして、4月からそういう形で進むということでありまして、問題なく進むものと思っております。万一、多少なりとも課題が出てくれば、その解決に向けて努力して進んでいきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） やってみなければ分からないようです。最後に言いますが、このたびの業務委託の計画を受け、文教厚生常任委員会は安芸高田市を視察しました。ここでは、平成20年度、放課後児童クラブをまとめNPOを設立して、委託を行いました。NPOの責任者は、急な職員の欠勤など児童クラブ間での応援が可能になった。市とは常に連携をとっているため問題ないなど、メリットをたくさん紹介され、参加した委員はみんな感心したほどです。同じ民間委託でも地域と関わりのあるNPOや第三セクターと全国展開する大手の民間業者とは大違いです。今回の共立メンテナンスとの業務契約はきっぱりやめるよう再度求め、次の質問に移ります。次は、豊平のさんさん市のトイレ改修についてです。これがなぜ進まないのか。豊平地域のどんぐり村は、北広島町の南の玄関口で、多くの観光客が訪れます。ところが産直さんさん市のトイレは老朽化し、汚れが目立ち、また、洋式は女性トイレに1か所しかなく、男性トイレにはありません。そのため、以前より観光客や地域住民から繰り返し改修要望が町に寄

せられていると思います。そこで、このトイレ改修に対しての町の所見と、この間の経過について説明を求めます。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 道の駅の機能におきまして、トイレは重要な施設であると位置付けております。快適なトイレは、おもてなしの観点、また、観光客の誘客にもつながることから、観光交流施設におけるトイレの改修につきましては、取り組みが必要であると考えております。どんぐり村のさんさん市のトイレにつきましては、建築から相当な期間が経過しておりまして、建築当時とは、トイレを利用する方のニーズが変化している状況にあります。こうした状況を踏まえまして、改修について検討し、行っていく必要があることから、関係者と意見交換を行いまして、事業実施に向けた調査研究を進めているところでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 調査研究を進められている、重要だということです。そこで伺いますが、広島県は、県内の観光施設等のトイレ洋式化率が7割のため、心地よいトイレが日本一整備されている広島県を目指して、今年度、新規事業として市町所管観光施設で洋式トイレを増設、新築する場合、新たに洋式化した便器数に応じて、補助率2分の1以内、補助額1基当たり上限150万とすることとし、申請を本年度受け付けました。これに対して、町はどのように対応されたか、伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 県の補助事業でございます。これにつきましては、道の駅のどんぐり村のトイレは町が設置している施設でございますので、町の財源において改修工事を実施する必要がございます。従いまして、この県の事業が活用できるよう要望をしてくれているところでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 要望しているということで、今年度は要望したんですか、しなかったんですか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 今年度、来年度の令和2年度の採択に向けて、要望を行っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 私は、県観光課おもてなし推進グループが担当だそうなんですが、その担当者と聞きましたら、令和元年度北広島町は申請をされた。しかし不採択になったというふうに聞きました。そこまでだったらと思って、ぜひ予算を増やして、ぜひ補助してほしいということで要望し、懇談をしたところ、驚いたことに、令和元年度、今年度の予算が余ったため、昨年夏ごろ、北広島町に県の補助を受け、トイレの改修を行わないかと打診した。しかし補正が組めないとの理由で断られたとのことですが、これは事実ですか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 補正が組めないというふうな回答をした記憶はございません。当時、9月については、令和2年度の応募がございましたので、9月に事業費等まとめまして、県に令和2年度の採択に向けて応募をしたという状況でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 財政課にも話はなかったですか。
- 議長（宮本裕之） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 財政課にも話がなかったというのは、県のほうからは特に聞いておりません。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 名前も聞いておりますが、そういうふうにお答えだったんですね。元年度、1500万の県の予算です。それで4件、4か所採択された。1か所残ったんで、改めて、北広島町も申請はしてあったんですよ。改めてどうでしょうかという話をしたと、北広島町に。誰も受けてないんですか。もう一回県に確認しますよ、どこにしたか。そして、もしあった場合に、答弁できなかったという大問題になるんで、それは県の担当者が勘違いしているかもしれないんで、確認しますが、ここの北広島町でなかったということは間違いないでしょうか。再度確認します。
- 議長（宮本裕之） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 県のほうから、予算が余ってるのでどうかというふうな問い合わせ等は、私は聞いておりません。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 商工観光課長は聞いてないということなんで、じゃあ、どこにお話されたのか、私直接聞いたものですから。ですから、これは確認をして、これからも調べていきたいと思えます。今、昨年9月にまとめて県に改めて申請をしているということですが、こういうこともあったんで、県の予算が半分になったそうです、750万に。もう既に2か所採択をされて、北広島町は入っておりませんというふうに言われました。万一、その予算が余ったらどうかという話が事実だとすれば大問題だと思います。これについては、分からないということです。これ以上聞いても回答は出ないと思えますが、先ほど商工観光課長が言われたように、極めて大事なトイレだということであります。建設費は大体3000万、県の補助は、トイレ1基につき150万上限ですから、2か所にしても300万、二千数百万の一般財を投入すれば、すぐにでも改修できるトイレであります。これだけの要望があって、商工観光課、町も必要だという認識なんですから、県の補助は来年度ないんで、町単独でもこれを施行してはどうかと思えますが、町長の考えを伺います。
- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） どんぐり村さんさん市のところのトイレについては、私も状況は把握しております。これにつきましては、これまでも県に要望してきておるところでありまして、先ほど来のやりとりはちょっと信じられないような状況でありますけども、いずれにしても、かなり高額な事業費ということでありますので、単に洋式に換えるということだけではなくて、ほかな部分も含んでのことだというふうに思っております。単町費だけでというのは、極力ほかの事業でも抑えておりますので、できるだけ県の補助金をもらって進めれるように進めていきたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 財政課の話ですと、工事全体で3000万というふうには伺ってるんですね。トイレだけじゃないよということは聞いております。ですから、二千数百万幾らかということでは言ってきました。それで、単町費でできないということですが、ぜひ、私も立場ない

んですよ。県のおもてなしグループの方からそういう話を聞いて、それで私の立場も明らかにして得た回答ですから、間違いということではあってはまずいわけですよ。町のほうも、県のおもてなし推進グループ、お名前は後でも言いますが、この方にこういうことを北広島町に言ったのかどうか確認していただけますか。お答えください。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） そういった事実があったかどうかにつきまして、また、確認させていただきます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） もし、補助金が受けられるのであれば、もう既にでき上がっている可能性があります。先ほど町長が3000万円という金額を頭に入れての答弁かどうか分かりませんが、非常に重要なという認識は一致しているわけですから、単町費でもといったのは、やはり豊平の南の玄関口を本当に改修するということが必要だとも言われたんですが、高いと言われました。しかし、千代田のまちづくり拠点と役場周辺整備には、今年度と来年度で14億円以上もの巨額を投じて、先日の企画課長の答弁では、総額16億円になるんじゃないかということが明らかにされました。その財源を確保するために、町民の切実な要望がどんどん退けられています。このさんさん市のトイレ、ぜひ16億円千代田にかけるのであれば、3000万円を豊平の産直市のトイレに、改修してはどうかと、これは町民誰もが認めることではないかと思うわけです。ぜひ、そういう点で再度町長のお考えを伺います。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 本町の周辺整備につきましても補助金等をできるだけもらえるような形にして、単町費ができるだけ極力少ないような形を今進めております。非常に財政厳しい中ですので、どういった、あらゆる費用の面もそういった形で補助金がとれるものはしっかりいただいて、進めていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 最後にしますが、財政が厳しい中と言われましたが、先ほどの学校給食と放課後児童クラブ、これも直営であれば5年間で1億5000万円もつぎ込まなくてもいいわけです。そういうところにはお金を使う。周辺整備には16億円かかる、けど豊平の本当に古い、困って要望があるトイレには3000万円が出せない。これはやはり、曲がった財政の活用ではないかということをお願いして、質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで、美濃議員の質問を終わります。これをもって、一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（宮本裕之） 日程第2、報告第2号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第2号につきまして概要を説明します。追加議案書の1ページをお願いします。報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規

定により、クラブ活動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 専決処分第1号、クラブ活動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、学校教育課からご説明をさせていただきます。議案集2ページをお開きください。地方自治法第180条第1項の規定により、クラブ活動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和2年3月2日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。1、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。2、事故の概要、令和2年2月1日午後3時50分ごろ、北広島町立千代田中学校のクラブ活動の遠征先である島根県立体育館駐車場において、教諭が運転する公用車が停車中の相手方車両に接触し、損害をさせました。3、和解内容、本件事故についての過失割合を町100、相手方ゼロとし、町は下記4の額を賠償する。なお、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認します。4、損害賠償の額、町が相手方に支払う額21万8240円。上記金額の内訳、車両修繕費及びレンタカー代。以上報告します。

○議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。これは車両の接触事故でありますけれども、多分、保険対応100%だろうというふうに思いますが、確認をしたいというふうに思います。それから、これは車両及びレンタカー代でしょうが、まず、相手方の車両、それから公用車車両がどのぐらい破損しているか分かりませんが、破損していれば、これも修理が必要だろうと。レンタカー代と書いてありますが、ちょうどこの日は土曜日でありますから、レンタカーを何日借りて、レンタカー代がいくら要ったのか、内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後でご回答させていただきます。

○議長（宮本裕之） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 05分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） レンタカー代、2月3日から2月の15日、約13日間でございます。レンタカー代が4万2900円、それから修理代が17万5340円でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

- 10番（梅尾泰文） 保険対応が100%でありますかということや、公用車のほうも破損しているんなら修理せにゃいけません、それはどこが出すのか、今言われたのは、相手方が17万5340円、これは足したら21万8240円ですね。ということは、公用車の分はいかがですか。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 公用車の修理代は15万6827円でございます。これすべて保険で修理をさせていただいております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） これから先もこういうことがあるだろうというふうに思いますが、ですから、相手の車の修理代と、今のレンタカー代は、この度の議案に載ってますが、自車の、公用車については100%の保険で見ますけれども、予算的には支出は要らないから、この場には出さなかったということでもいいんですね。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） これは、和解及び損害賠償の額ということでございますので、相手方の額を出させていただいております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終わります。これで報告第2号、専決処分の報告について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について

- 議長（宮本裕之） 日程第3、報告第3号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第3号につきまして概要を説明します。議案集の3ページをお願いします。報告第3号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 専決処分第2号、工事請負契約を変更することについて、学校教育課からご説明させていただきます。議案集4ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、令和2年3月2日専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。1、工事名、北広島町小中学校エアコン設置工事。2、工事場所、町内小学校9校、中学校4校、給食調理場2施設。3、工期、令和元年5月18日から令和2年3月19日。4、変更請負金額、3億2526万6700円。5、今回変更する増額76万6700円。6、請負者、広島県広島市中区銀山町14番18号、富士古河E&C株式会社中四国支店支店長宍野順也。変更理由でございます。北広島町小中学校エアコン工事設置工事に関わって、千代田中学校のキュービクルを変更させていただき、また、給食棟及びセンターに停電に伴う仮設発電工事を3か所追加したことにより工事が増額となりました。以上報告します。

- 議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。言われたことはよく分かるんですが、何か数字の並びが非常におもしろい。増額が元々あった金額が下6桁でいえば26万6700円、変更後の金額が70万ということがあります。その後ろで、すべてが66万700円という数字で、理由については分かりましたが、上手に数字が並んだと思うんですが、そこら辺の結果は結果であります、何か50万違いかなというふうな気はしますが、結果ですが、何もそれこそ偽りはないというのは分かりますが、何か特別に言いたいことがありませんか。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） これは工事の精算をした結果の数字でございますので、76万6700円でございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 最後にもう一言、言わせてください。元々契約をするということ自体のその行為が上がる、あるいは下がるというのはあるのかもしれませんが、本来、金額が多い少ないは別にしましても、請け負いましたということの責任は、若干の数字に移動があったにしても、責任を持ってするというふうな意味合いがあるのではないかというふうに思いますが、これまでいろいろと変更後、変更後ということが、特に教育委員会関係には多いかなというふうに思いますが、そこら辺の物事の考え方はしっかり、変更があっても、業者さんにしっかりと、それを受け止めてもらうんだというふうなことを思ってもらえんものかなと思って、質問しました。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） やはり、これは精算に基づいて精算をするものでございますので、上がった金額は上がったもので変更させていただきますし、下がったものについては下がったもので契約をさせていただくことになろうと思っております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終わります。これで、報告第3号、専決処分の報告について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第38号 芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第4、議案第38号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第38号につきまして概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第38号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北高齢者生活福祉センターで行う業務を追加する必要があるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは福祉課より、議案第38号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案は、追加提出議案書の5ページでございます。今回提案をさせていただきました一部改正条例は、芸北高齢者生活福祉センター、すなわち本町細見にあります仙水園において、これまで指定管理者にて行ってきました事業項目を追加することになったことから、事業に関する定めを改正するものでございます。内容としましては、通所事業、入所事業に加え、令和2年4月から、新たに訪問介護事業を開始することとなったため、本条例第3条にあります事業内容を通所事業、入所事業の標記から、訪問介護事業を含む包括的な標記として、高齢者等の福祉の向上に関する事業に改めることとし、併せて関連する第6条第2項も改正するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（宮本裕之） 日程第5、議案第39号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第39号につきまして概要を説明します。議案集8ページをお願いします。議案第39号、和解及び損害賠償の額を定めることについて説明します。本案は、和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第39号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、総務課からご説明申し上げます。本議案は、和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案の内容でございます。1、和解及び損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。2、事故の概要、令和2年2月10日午後4時25分ごろ、町外での視察業務を済ませた町職員が公用車で帰庁する途中、東広島市西条町山陽自動車道西条インター手前で車線変更しようとしたところ、後続の相手方車両と接触し、損害させたものでございます。3、和解内容、本件事故についての過失割合を町100、相手方ゼロとし、町は、下記4の額を賠償する。なお、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償の額でございます。町が相手方に支払う額66万680円でございます。以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。なお、次の本会議は25日、審議、採決となっておりますので、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 24分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~